

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

萩市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、秘密保持に関する規定を契約に含め個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

山口県萩市長

公表日

令和7年10月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	後期高齢者医療の確保に関する法律に基づき、被保険者に対し、保険者である山口県後期高齢者広域連合を介し保険給付事業等を行う。 ①保険給付、資格管理 ②保険料の賦課、徴収 ③保健事業 なお、これらの事業に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、窓口ソリューションシステム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 保険料情報ファイル 2. 保険料期割情報ファイル 3. 特別徴収基本ファイル 4. 収納履歴ファイル 5. 滞納処分ファイル 6. 宛名基本ファイル 7. 口座情報ファイル 7. 調定ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項 別表 85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び主務条例第2条の表 (主務条例第2条の表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、6、42、48、56、65、69、70、83、87、115、116、117、125、131) (別表における情報照会の根拠) ・85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条

5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民部市民課	
②所属長の役職名	市民課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部市民課 電話:0838-25-3239 fax:0838-25-3225 E-mail:simin@city.hagi.lg.jp	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部収納課 電話:0838-25-3575 fax:0838-25-3053 E-mail:syunou@city.hagi.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部市民課 電話:0838-25-3239 fax:0838-25-3225 E-mail:simin@city.hagi.lg.jp	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部収納課 電話:0838-25-3575 fax:0838-25-3053 E-mail:syunou@city.hagi.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報の入手の際は、窓口において本人確認書類による本人確認を厳格に行った上で行っている。 ・申請者から提供を受けた個人番号が記載された書類は、課内の特定の場所で、管理・保管し、漏洩対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)等を踏まえ、リスク管理、不正アクセスに対する対応策などを学ぶ機会を設けており、不正使用に対するリスクへの対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年8月4日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	阿武 守	廣石 泰則	事後	
平成30年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年8月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部市民課	市民生活部市民課	事後	
平成30年8月1日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地	事後	
平成30年8月1日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地	事後	
平成30年8月1日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地	事後	
平成30年8月1日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地	事後	
平成30年8月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	市民課長 廣石 泰則	市民課長	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	(新規)	評価書のとおり	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部市民課	市民部市民課	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	萩市市民生活部市民課	市民部市民課	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	萩市市民生活部市民課	市民部市民課	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和6年4月5日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和3年4月5日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・第9条第1項 別表第一 59の項	・第9条第1項 別表 85の項	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号及び主務条例第2条の表	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)上覧が「市町村長」の項のうち、第四欄下欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、81、82、83、87、93)	(別表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)上覧が「市町村長」の項のうち、第四欄下欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、6、42、48、56、65、69、70、83、87、115、116、117、125、131)	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・82の項	(別表における情報照会の根拠) ・85の項	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	fax:0838-25-3053	fax:0838-25-3225	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	fax:0838-25-3053	fax:0838-25-3225	事後	
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年9月1日	Ⅳリスク対策 8. 入手を介在させる作業	(追記)	評価書のとおり	事後	
令和7年9月1日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(追記)	評価書のとおり	事後	
令和7年10月20日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納消込システム、滞納整理システム、統合宛名システム、口座管理システム、総合案内システム、総合照会システム	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、窓口ソリューションシステム、宛名管理システム	事前	
令和7年10月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年9月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年10月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年9月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	